

一般社団法人ラスカーラ・オペラ振興会
定 款

令和5年 9月11日作成

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ラスカーラ・オペラ振興会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、オペラ、声楽全般にわたる公演活動及び交響管弦楽の演奏を通じて芸術文化の普及と振興を図り、熊本県内の音楽芸術の発展及び国内外の文化の交流に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ラスカーラ・オペラ合唱団及びラスカーラ・オペラ管弦楽団の編成
- (2) オペラ公演及び交響管弦楽演奏会の開催並びに他者主催公演への出演
- (3) オペラ歌手、管弦楽団員、合唱団員その他これらに関わるスタッフの育成
- (4) 演奏、オペラ公演に必要な調査研究
- (5) 青少年の指導、育成のための事業及び地域の振興に寄与するための事業
- (6) 芸術の普及及び広報活動
- (7) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事

会の決議によりその納入を免除された者は除く。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは解散したとき
- (2) 会費納入期限を1年以上過ぎても会費の納入をしなかったとき
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき（法人、団体の代表者を含む。）
- (4) 反社会的勢力及びその関連企業、株主総会に関連して活動し、企業から不正な利益を得ている者若しくはこれらに準ずる者又はその構成員であることが判明したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

（開催）

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、主たる事務所の所在地等熊本県内において開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各正会員に対して発する。

3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議決権）

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

（決議の方法）

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会の特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（書面による表決）

第19条 やむをえない理由で社員総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面又は代理人により議決権を行使した者は会議に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちの2名が署名又は記名押印若しくは電子署名する。

2 議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の数)

第21条 当法人に、理事3名以上、監事2名以内を置く。

- 2 理事会の決議に基づき、理事のうち1名を代表理事とし、副理事長、常務理事をそれぞれ2名以内置くことができる。
- 3 副理事長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 当該理事に師事している者
 - (6) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (7) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、職務を執行する。
- 3 業務執行理事は理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事又は監事はその定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、1事業年度に2回以上開催する。

(招集)

第32条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事のうち2名及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 事務局

(事務局)

第38条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局の構成は事務局長1名及び若干名の事務局員とし、事務局長は理事会の決議を経て理事長が任免し、事務局員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織、報酬及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号及び第四号の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 本定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第44条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時役員)

第48条 当法人の設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事	岩本 貴文 白石 由子 白石 嵩一朗 石垣 博志 山口 邦子 山田 善裕 田上 佑子 小出 優 原谷 富士子
設立時代表理事	岩本 貴文
設立時監事	津川 貴臣

(設立時の社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本市北区改寄町2371番地	岩本 貴文
熊本市南区川口町2666番地5	白石 由子

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ラスカーラ・オペラ振興会の設立に際し、設立時社員 岩本 貴文、白石 由子 の定款作成代理人である行政書士大谷 豪は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年9月11日

設立時社員	岩本 貴文
設立時社員	白石 由子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

熊本市中央区大江6丁目28番13号ビラ天神パル102号

行政書士 大谷 豪

登録番号 第08431754号